

香川県報



第 9 号

平成 16 年

2月3日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

公 告

土地改良区の役員退任の届出

（土地改良課）

一

開発行為に関する工事の完了（二件）

（都市計画課）

一

開発行為に関する工事（公共施設）の完了（二件）

（ ）

（ ）

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

二

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

三

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

三

政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出

三

政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

三

企業公告

一般競争入札の実施

四

公 告

香川県公告第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平池土地改良区から役員退任について次のとおり届出があった。

平成十六年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 橋本 次郎 高松市多肥上町二一四番地一

平成一六、一、一三

香川県公告第六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多津町字平山二六二八 九七九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市藤塚町一丁目一番二二二号

株式会社 穴吹工務店

代表取締役 穴吹 英隆

香川県公告第六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市津森町字宮浦七二四 二、七二七 三、七二七 八、七二八 一、七二八 八、

七二八 九、七二九 一、七二九 二及び同地先農道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市津森町六七五番地

吉田 謙三

丸亀市津森町五六二番地

吉田 徹

香川県公告第六十五号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
綾歌郡宇多津町字平山二六二八 九七九
- 二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

- 道路(有効幅員五・〇〇メートル、延長三七・〇〇メートル)
- 綾歌郡宇多津町字平山二六二八 九七九の一部
- 道路(有効幅員四・二メートル、延長四三・九三メートル)
- 綾歌郡宇多津町字平山二六二八 九七九の一部

2 排水施設

- 自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×三〇〇ミリメートル、延長八三・〇〇メートル)
- 綾歌郡宇多津町字平山二六二八 九七九の一部
- 排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長三九・〇〇メートル)
- 綾歌郡宇多津町字平山二六二八 九七九の一部及び同地先町道

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市藤塚町一丁目一番二二号
株式会社 穴吹工務店
代表取締役 穴吹 英隆

香川県公告第六十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市津森町字宮浦七二四 二、七二七 三、七二七 八、七二八 一、七二八 八、七二八 九、七二九 一、七二九 二及び同地先農道

- 二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

- 道路(有効幅員六・二メートル、延長六八・九八メートル)
- 丸亀市津森町字宮浦七二七 三の一部、七二七 八の一部、七二八 一の一部、七一八 九、七二九 一の一部及び同地先農道

2 排水施設

- 自由勾配側溝(寸法三〇〇ミリメートル×四四〇〜五二〇ミリメートル、延長六六・六〇メートル)
- 丸亀市津森町字宮浦七二七 三の一部、七二七 八の一部、七二九 一の一部及び同地先農道
- 排水管(直径二〇〇ミリメートル、延長七〇・四〇メートル)
- 丸亀市津森町字宮浦七二八 一の一部、七二九 一の一部及び同地先市道・農道

3 公園

- 公園(面積一〇七・一四平方メートル)
- 丸亀市津森町字宮浦七二九 一の一部

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市津森町六七五番地
吉田 謙三
丸亀市津森町五六二番地
吉田 徹

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 その他の政治団体			
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
いきいき香川をつくる会	岡 弘司	清谷 圭一	香川郡香川町大字川東上八九四
香川町をより良くする会	藤澤 幸男	大西 武憲	香川郡香川町大字川東上一〇七一

香川県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党綾歌支部	会計責任者の氏名	西浦 雅美	山本 昇

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
女性党香川県香川総支局	政治団体の名称	女性党香川県香川総支局	女性党香川県支局

香川県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	自由民主党香川県桜友会支部
---------	---------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称	大野健後援会
	笠井信孝後援会
	光志会
	正心会
	高松町藤本孝雄後援会

香川県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十六年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
岡 弘司	香川町長	いきいき香川をつくる会	香川郡香川町大字川東上八九四	岡 弘司

香川県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり

り公表する。

平成十六年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の取消 しの届出をした者の 氏名	公 職 の 種 類	取 消 し の 届 出 の あ っ た 資 金 管 理 団 体 の 名 称
片山 圭之	丸亀市長	圭信会
米沢 正文	宇多津町長	正心会

企業公告

香川県企業公告第一号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県水道局財務規程（昭和四十三年香川県企業管理規程第四号）第八十六条の規定によりその例によることとされる香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 魚類自動監視装置 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十六年三月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
 - 3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
 - 4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
 - 5 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。
 - 6 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売総代理店又は輸入総代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
 - 7 本公告に示した調達物品に係る据付及び調整の体制が整備されていることを証明した者であること。
 - 8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 四 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）
平成十六年二月三日から平成十六年二月九日まで（日曜日、土曜日を除く午前八時三十分から午後五時まで）の間に入札説明書の交付を受けること。
- 1 入札説明書の交付場所
郵便番号七六〇 八五七〇
香川県高松市番町四丁目一番一〇号
香川県水道局総務課
電話番号〇八七 八三一 三六五二
 - 2 入札説明会の日時及び場所

平成十六年二月十日 午前十時

香川県仲多度郡琴平町下櫛梨一―一番地一

中部浄水場二階会議室

五 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成十六年二月十三日午後三時までに四の1に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、平成十六年二月十六日から平成十六年二月十七日までの午前八時三十分から午後五時まで香川県水道局総務課で閲覧に供する。

六 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、三の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十六年二月十八日午後三時までに、四の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

七 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年二月二十三日 午前十時

香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県水道局会議室（天神前分庁舎二階）

八 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二章第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

九 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十六年二月十八日午後三時までに入札（契約）保証金減免申請書を香川県水道局総務課に提出すること。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行し

なかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、四の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。

平成十六年二月三日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています